

各 高齢者施設等 設置者 殿

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度 国の当初予算における
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の一次協議について（案内）

日頃より、介護保険制度及び本市の高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の交付金については、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、スプリンクラー等の整備や非常用自家発電設備・給水設備・換気設備の設置に必要な経費等が、国の令和 7 年度予算に計上される予定です。

期限が短く大変恐縮ですが、意向がある高齢者施設等については、必要書類を令和 7 年 4 月 1 5 日（火）正午までにご提出ください。

記

1 補助対象事業

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業・耐震化・大規模修繕等・非常用自家発電設備整備事業）
- ③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業
- ④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ⑤ 高齢者施設等の水害対策強化事業
- ⑥ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- ⑦ 高齢者施設等の安全対策強化事業
- ⑧ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

2 提出資料（該当事業のみ提出）

（１）「協議回答かがみ」

（２）「防災・減災等事業整備計画書」（別添 2）

【必要添付書類】

- ア．平面図（各部分の面積が確認できる書類。併設事業所がある場合は、併設事業所分も含む。）
- イ．位置図
- ウ．写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- エ．見積書（宮崎市競争入札参加資格者名簿に記載された業者の中から 2 社以上）

(3)「整備計画一覧表」(別添3)

①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧に係る整備計画一覧表

(4)「補助対象面積確認シート」(別添4) ※面積按分が必要な場合のみ

3 提出方法・部数

紙媒体 1部 + 電子媒体

4 提出先

(1) 紙媒体

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市介護保険課事業所支援係

(2) 電子媒体

10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp

5 留意事項

- (1) 未届の有料老人ホームについては助成の対象外となっております。
- (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕分)については、軽微な改修・修繕は対象外となります。
- (3) 今回、整備計画書を提出したことをもって、交付が決定するものではありません。本市予算の都合上、意向のある全ての事業所が国への協議対象とならない場合もあります。また、国に協議書を提出した場合でも、審査を経て不採択となる可能性があります。
- (4) 今回提出いただいた見積書の金額をもとに協議の回答を行い、内示額が決定します。
- (5) 本交付金については、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」及び「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金要綱」に従うものとします。
 - ① 工事事務費については、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。
 - ② 建物の中で複数のサービスが運営されている(補助対象サービス以外の事業が運営されている(例:有料老人ホームと通所介護事業所が同じ建物の中で運営されている等))場合は、共有する部分の面積について、各事業所の専有部分の面積比により按分し算定しますので、工事にかかる費用の一部が補助対象外となります。
- (6) 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備については、地震による停電時等に有効に機能するために耐震性を確保する必要がありますので、耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくよう、お願いいたします。
- (7) 原則として、補助財産に対して当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とします。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合のほか、都道府県・市町村が適当と認める場合はこの限りではありません。
- (8) 提出資料の作成にあたっては、別添資料を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

【文書取扱】

福祉部介護保険課事業所支援係

電話: 0985-44-2804

FAX: 0985-31-6337

E-mail: 10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp